

保険薬局指定申請書 添付書類

項目		はい	いいえ
1	① 保険薬局の開設者(法人たる保険薬局の役員を含む。)が、当該保険医療機関(※)の開設者(特定保険医療機関の開設者が法人の場合にあつては、当該法人の役員を含む。)ではない。		
	② 保険薬局の開設者(法人たる保険薬局の役員を含む。)が、当該保険医療機関(※)の開設者(特定保険医療機関の開設者が法人の場合にあつては、当該法人の役員を含む。)と同居ではない。		
	③ 保険薬局の開設者(法人たる保険薬局の役員を含む。)が、当該保険医療機関(※)の開設者(特定保険医療機関の開設者が法人の場合にあつては、当該法人の役員を含む。)と生計を一にする近親者ではない。		
2	保険薬局の開設者と保険医療機関の開設者の間の資本関係が実質的に同一ではない。(法人の場合にあつては当該法人の役員が経営するものを含む。)		
3	職員の勤務体制、医薬品の購入管理、調剤報酬の請求事務、患者の一部負担金の徴収に係る経理事務等が特定の保険医療機関と明確に区分されている。		
4	特定の保険医療機関との間で、いわゆる約束処方、患者誘導等が行われていない。		
5	特定の保険医療機関が実施した、保険薬局の開設に係る公募に参加している。(当該特定の保険医療機関の敷地内に所在する場合に限る。)		

※同一敷地内または医療ビルのような形態の場合等、保険薬局と一定の近接的な位置関係にある保険医療機関を「当該保険医療機関」とする。

上記について相違ありません。

令和 年 月 日

中国四国厚生局長 殿

保険薬局の名称

開設者の住所及び氏名
(法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地)

〔記載上の注意〕

1. はい又はいいえに「○」を記入し、保険薬局指定申請書に添付すること。
2. 土地又は建物が自己所有ではない場合は、不動産の賃貸借契約書を併せて提出すること。
3. 「5」について、保険医療機関の公募に係る資料(新規指定時にあつては、保険薬局開設に当たって保険医療機関から提示された条件、契約に係る関係費用の詳細、更新時にあつては、これまでの土地又は建物を賃貸借する際の賃料に係る資料を含む。)を提出すること。
4. 「5」について、保険薬局が保険医療機関の公募に応じた際に提出した資料を提出すること。